労災への対応・予防

~事例・手続き・予防策等~



労災とは?

労災(労働災害)とは、労働者が業務遂行中に業務に起因して受けた業務上の災害のことで、業務上の負傷、業務上の疾病及び死亡をいう。

【種類】

- 業務災害
- ・通勤災害

労災事例

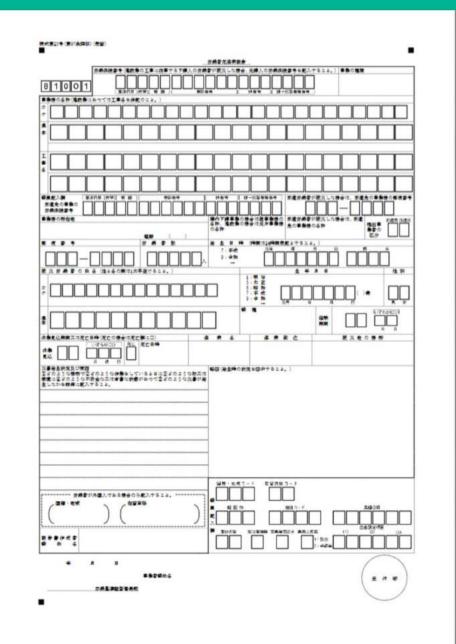
災害状況	起因物	事故の型
トラックの荷台でドラグショベルを運転中、ドラグショベルごと落下し、ドラグショベルの 下敷き になったもの。	整地・運搬・積込み用機 械	墜落、転落
砂利採取場予定地において、雨水によりできた水溜り(縦10m×横1 0m程度、水深1.2m程度)にドラグ・ショベルごと 転落 し、運転手が溺水により死亡したもの。	掘削用機械	転倒
被災者が事業場内の資材置場にて、ドラグ・ショベルを用いて金属製の円柱型の管を吊り上げていたところ、管が運転席付近に 落下 し、運転手が管と運転席に挟まれたもの。	掘削用機械	飛来、落下
移動式クレーンにつり下げた振動式杭打機により矢板頭部を挟み込もうとしたところ、矢板が横転し矢板の近くで打設補助作業を行っていた被災者の頭部に 激突 したもの。	基礎工事用機械	崩壊、倒壊

労災発生時の手続き①受診・報告

①病院の受診(負傷者)

2 労働者死傷病報告

→ 休業4日未満(四半期ごと)
休業4日以上(**遅滞なく**、右図)



労災発生時の手続き②労災保険

- •療養(補償)給付
- ・休業(補償)給付 ※休業手当との違い
- 障害 (補償) 給付
- •介護(補償)給付
- •遺族(補償)給付

労災の発生原因

1物的要因

物自体の欠陥、防護装置の欠陥、保護具・服装等の欠陥

②人的要因

 \longrightarrow

安全装置の不履行、運転の失敗 、保護具等の誤り、危険場所へ の接近等

労災の予防策一発生原因別 ①物的要因

【要因】

物自体の欠陥、防護装置の欠陥、保護具・服装等の欠陥



【対策】

安全基準遵守/検定、検査、点検



労災の予防策一発生原因別 ②人的要因

【要因】

安全装置の不履行、運転の失敗、保護具等の誤り、危険場所への接 近等



【対策】

安全衛生教育/安全衛生活動

労災まとめ

・労災:業務上の負傷、業務上の疾病及び死亡

・死傷病報告、労災保険受給の申請を忘れずに

・労災原因に応じた<u>対策</u>を

ユーザーマニュアル

四半期届出の必要書類など、<u>特</u>定技能制度の運用に関するマニュアルは右記ユーザーマニュアルに掲載しております。

今回の労災レクチャーと合わせ てご確認下さい。





外国人を受け入れるにあたっては、 日本人と同様の労務手続きが必要です。

労災は、労働者・企業共に身近な出来事です。事故をしないための予防策・事故が発生した際の対応策のいずれも重要ですので、今一度事前にご確認下さい。

引き続き潤滑な運用ができるよう、 ご協力の程、よろしくお願いいたします。

